益子町　通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成２６年１１月

益子町通学路安全対策推進協議会

1. プログラムの目的

　平成２４年４月以降、全国で登下校中の児童等の列に自動車が突入し、死傷者が多数発生する事故が相次いだことから、平成２４年８月までに各小学校の通学路において、関係機関が連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

　通学児童・生徒が、交通事故等の被害に遭わないためには、道路環境の整備のようなハード事業ほか、通学方法の見直しや交通安全教育、通行規制、見守り活動などのようなソフト事業が一体となった対策を行う必要があります。

　そのようなことから、引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「益子町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

　今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

1. 通学路安全対策推進協議会の設置

　関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策推進協議会」を設置しました。本プログラムは、この協議会で議論し、策定しました。

・益子町教育委員会学校教育課　　　　　・益子町立小中学校

・益子町総務課　　　　　　　　　　　　・益子町建設課

・真岡土木事務所　　　　　　　　　　　・真岡警察署

・益子町スクールガード　　　　　　　　・益子町PTA連絡協議会

・益子町交通指導員

1. 取組方針
2. 基本的な考え方

　　　継続的に通学路の安全を確保するため、年に１回関係者による合同点検を実施しま

す。また、対策実施後の効果把握も行い、通学路安全対策推進協議会において定期的

に対策の改善・充実を行います。

　　　これらの取組をＰＤＣＡサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を

図っていきます。

[通学路安全確保のためのＰＤＣＡサイクル]

Plan

合同点検の実施

対策の検討

Do

Action

対策の実施

対策の改善・充実

対策効果の把握

Check

1. 合同点検の実施

　　　各小中学校は随時通学路の点検を行い、児童生徒・保護者からの声と合わせて危

険と判断される箇所がある場合、通学路安全対策推進協議会（学校教育課）に報告し

ます。

　　　通学路安全対策推進協議会は、総務課、建設課、真岡土木事務所、真岡警察署とと

もに報告のあった箇所で特に危険と判断される箇所について合同点検を実施します。

1. 対策の検討と実施

　　　合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵置

のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必

要箇所に応じた具体的な実施メニューを検討します。

　　　対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

1. 対策効果の把握

各小中学校は、安全対策実施後の合同点検箇所を再度点検し、児童生徒・保護者か

らの声と合わせて期待した効果が得られているか把握し、通学路安全対策推進協議会

に報告します。

1. 対策の改善・充実

　　　通学路安全対策推進協議会は、把握した対策効果を踏まえて、対策内容の改善・

充実を検討します。

1. 対策箇所図、対策一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小中学校区ごとの「対策箇所図」及び「対策一覧表」を作成し、公表します。